



ICT と貿易、湖畔での議論

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 一等書記官 **岡井 隼人** おかい はやと

1. はじめに

世界貿易機関は、附属書に含まれている協定及び関係文書に関する事項について、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。

－世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 第2条1

ITUのタワーから出て、国際連合欧州本部に向かう。「NATIONS UNIES」と記された壁の手前で、レマン湖方面へ。下り坂を5分も歩くと、信号の向こうに石造りの門が見えてくる。奥には、煉瓦色の屋根と並んだ窓が目を引き洋館が佇んでいる。スイスの外交官に因んで名付けられたこの建物の名は、サントル・ウィリアム・ラパール (Centre William Rappard)。かつて国際労働機関 (ILO) の本部として使用され、現在は世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) の本部となっている施設である。

WTOは、名称のとおり、加盟国間の貿易に深く関係する国際機関である。その任務は、貿易に関するルールの交渉の場を提供し、貿易と紛争解決に係るルール及び各加盟国の貿易政策を審査する制度を運用することにある。一見、本誌読者の方々になじみ深いITUとは、異なるテーマに取り組む機関のように思われるかもしれない。しかし、実はWTOでも、ITUに縁のある分野、例えばICTについて貿易の観点を踏まえた議論が行われている。今月は、ITUそのものから少し離れ、このWTOに焦点を当てる。ITUとの関連を意識しつつ、WTOの概要、ICTと貿易を検討する上での基本的な考え方、議論の状況などを幅広く取り上げて御紹介したい。



写真1. WTO本部 (Centre William Rappard)

2. WTOのあらまし

2.1 歴史

先日設立20周年を迎えたWTO。その歴史は、1947年に署名された関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade, GATT、ガット) に遡ることができる。GATT以前の1930年代は、世界恐慌を背景に、列強が植民地を含む経済ブロックを構築した時期であった。各国は、自らの経済ブロックに属さない第三国からの輸入品に高い関税を課すなど、貿易を制限する効果を有する保護主義的政策の導入を推し進めた。これらの政策が各国の対立を深刻化させ、第二次世界大戦の一因となったことへの反省を踏まえ、関税やその他の貿易の障害を実質的に軽減する目的で作成された協定がGATTである。発足時の経緯により、23か国による暫定適用という形で運用が開始されたが、日本も1955年に加入するなど、締約国の数は次第に増えていった。

GATTに定められた貿易の基本的なルールは、多角的貿易体制の礎となり、世界経済の成長に大きく貢献した。更に、GATTの下では、「ラウンド」と呼ばれる多国間の交渉が8度にわたって行われ、一層の関税引下げ等によって貿易の自由化が促進された。1986年の開始から7年以上の交渉を行った「ウルグアイ・ラウンド」については、耳にしたことがある方も多いのではないだろうか。

そのウルグアイ・ラウンドの結果、GATTに代わって1995年に設立された国際機関がWTOである。暫定的な組織として運営されてきたGATTに対し、WTOは、条約に基づく正式な国際機関として位置付けられた。また、GATTは物品貿易のみを対象としていたところ、WTOは、知的財産権、サービス等新たな分野をも対象とし、更に強力な紛争解決メカニズムを有するなど、多角的貿易体制に一層強固な基盤を提供するものであった。2001年には新たな多角的貿易交渉であるドーハ・ラウンドの開始が決定され、2013年にインドネシアのバリにおいて部分合意に至ったが、現在も交渉は継続している。なお、加盟国数は、現時点で160か国に達している。

2.2 協定

WTOは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に設立



の根拠を有する。同協定は本文と附属書から成り、本文には、WTOの組織に関する事項のほか、意思決定や加入に関する事項などが定められている。

他方、附属書は、貿易に関するルールを定めた種々の協定によって構成されている。千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(1994年のガット)のほか、貿易に関連する投資措置に関する協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解など、附属書に含まれる協定は多岐にわたる。ICTに深い関係を有する協定としては、後に述べるサービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services, GATS, ガッツ)が挙げられよう。加盟国は、自国の法令及び行政上の手続をこれらの協定に定める義務に適合させる義務を負っている。

2.3 組織

WTOの任務を遂行する閣僚会議(Ministerial Conference, MC)は、少なくとも2年に1度開催することとされている。次回の第10回閣僚会議(MC10)は2015年12月に予定されており、ケニアのナイロビでの開催が決定している。なお、上記のドーハ・ラウンドの名称は、開始を決定したMCの開催地に因むものである。

閣僚会議から次の閣僚会議までの間においては、一般理事会(General Council, GC)がWTOの任務を遂行し、紛争解決機関(DSB)及び貿易政策検討機関(TPRB)が随時合会を開催している。更に、一般理事会の一般的な指針に基づき、物品の貿易に関する理事会(CTG)、サービスの貿易に関する理事会(CTS)、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会(Council for TRIPS, TRIPS理事会)が活動している。これらの理事会の下に設置することができる補助機関では、特定の分野に関する議論が行われている。このほか、閣僚会議により、貿易及び開発に関する委員会(CTD)などが設置されている。近年のICTに関する議論は、主にGCやCTS及びその補助機関、CTDにおいて行われている。

3. サービス貿易

3.1 サービス貿易とは

WTOが毎年公表しているWorld Trade Reportは、二種類の貿易について年間額を算出している。一つは、自動車の輸出、石油の輸入などの物品貿易。もう一つは、建設サービスの輸出、金融サービスの輸入などのサービス貿易である。ICTと貿易の議論、とりわけ電気通信サービスを巡る議論には、後者の理解が欠かせない。以下では、サービスの分類、

貿易の態様、WTO加盟国の義務等サービス貿易の考え方について言及しつつ、電気通信サービスを巡る議論を御紹介することにした。

(1) サービスの分類

WTO加盟国は、一般的に、GATT時代の事務局が作成したサービスの分類システムに則って、自由化を約束するサービスを整理している。このシステムでは、サービスは大きく12種類に分類されており、そのうち通信サービスが電気通信サービスを包含している。なお、電気通信サービスは、更に音声電話サービス、パケット交換データ伝送サービス、専用回線サービス等に細分化されている。

<上記12種類のサービスの一覧>

- ・実務サービス(法律サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス等)
- ・通信サービス
- ・建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス
- ・流通サービス
- ・教育サービス
- ・環境サービス
- ・金融サービス
- ・健康に関連するサービス及び社会事業サービス
- ・観光サービス及び旅行に関連するサービス
- ・娯楽、文化及びスポーツのサービス
- ・運送サービス
- ・いずれにも含まれないその他のサービス

(2) サービス貿易の態様

サービス貿易は、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)によって規律される。GATSは、「モノ」が国境を越えて行き来する物品貿易とは異なり、モードと呼ばれるサービス提供の態様を4種類定義して、サービス貿易の範囲を定めている。以下は、A国が日本にサービスを輸出する場合を例とした、各モードの内容である。

- ①越境取引(モード1): A国の領域から日本の領域へのサービスの提供
(例) A国の法律事務所が、日本にいる消費者に対し、A国から電話で法律相談サービスを提供する
- ②海外消費(モード2): A国の領域における日本の消費者へのサービスの提供
(例) A国の会議施設が、A国に滞在中の日本の消費者に対し、会議室の賃貸サービスを提供する
- ③商業拠点(モード3): A国のサービス提供者による日本



の領域内の業務上の拠点を通じたサービスの提供

(例) A国の銀行が日本の支店を通じて預金サービスを提供する

④ 自然人の移動 (モード4) : A国のサービス提供者による日本の領域内の自然人を通じたサービスの提供

(例) A国のアーティストが日本に來訪してライブを開催する

(3) WTO加盟国の義務

GATSは、サービス貿易の定義に加え、サービス貿易に関してWTO加盟国が負う義務を定めている。主なものとしては、最恵国待遇、市場アクセス、及び内国民待遇が挙げられる。最恵国待遇の義務により、加盟国は、原則として全てのサービスに関し、ある加盟国に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国に対しても与えなければならない。また、加盟国は、市場アクセスの義務により、市場参入の際の数量制限、外資制限等をしてはならず、更に、内国民待遇の義務により、他の加盟国のサービスに自国のサービスよりも不利でない待遇を与えなければならない。なお、市場アクセス及び内国民待遇の義務は、自ら約束したサービスに関してのみ負うものである。

3.2 現行の自由化の仕組み

WTO加盟国は、交渉により、自由化を約束するサービスを合意している。合意の内容は、市場アクセス及び内国民待遇に関する条件及び制限として、上記のサービスの分類及びモードごとに、各加盟国が作成する一覧に記載されている。この一覧は約束表と呼ばれる。例えば、日本の約束表においては、音声電話サービス、パケット交換データ伝送サービス、専用回線サービス等のモード1及びモード2について、「制限しない」、即ち市場アクセス及び内国民待遇の義務を負う旨が記載されている。

また、電気通信サービスについては、WTO設立後の議論により、種々の項目が参照文書という形で取りまとめられている。競争条件の確保のためのセーフガード、相互接続、ユニバーサル・サービス、免許基準の公の利用可能性、希少な資源の分配及び利用等に関する規律がその主な内容である。日本も、参照文書に含まれる義務を負う旨を自らの約束表において示すことで、一層の自由化を図っている。

このほか、GATSは、電気通信サービスが経済活動の基礎となる役割を有すること等を考慮し、電気通信に関する附属書という補足的な規定を置いている。この附属書には、電気通信サービスに対するアクセスの確保や、料金等の透明性、

技術上の協力に関する規律が含まれている。また、ITUを含む関係国際機関の作業を通じて、電気通信サービス等の世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準を促進する旨が定められているなど、ITUの果たす役割が規律の要素として盛り込まれている。

3.3 近年の議論

(1) 交渉

ドーハ・ラウンドの交渉が継続していることは既に述べた。現在は、残された事項に関する作業計画の策定が主に議論されており、2015年7月の期限に向けて作業が続けられている。サービス貿易については、CTSの特別会合において交渉が行われている。他方、ドーハ・ラウンドとは別の取組として、新たなサービス貿易協定 (Trade in Services Agreement、TISA、ティサ) の交渉が2013年夏以降本格的に進められている。現時点では、日本を含め、23の国・地域が交渉に参加している。

(2) 通常会合

WTOにおいて、GATSの実施に関する事項は、CTSで議論される。電気通信サービスが議題として取り扱われた近年の事例としては、カナダやタイにおける外資規制の導入に関する議論が挙げられる。また、2010年から2013年にかけては国際携帯ローミングに関する議論が行われ、豪州、ノルウェー及び米国提案によるシンポジウムも開催された。

更に、CTSに附属する委員会・作業部会の一つ、特定約束委員会 (CSC) においては、サービスの分類が度々議題となっている。市場の変化や技術の進展による新たなサービスの登場などを踏まえ、分類について理解を深めることで交渉を促進させる目的で議論が行われているものである。2012年から2014年においては、電気通信サービスを含め、個々のサービスごとに議論が行われた。

(3) 紛争処理

既に述べたように、強力な紛争処理メカニズムがWTOの特長の一つである。紛争解決機関 (DSB) において、電気通信サービスに影響を及ぼす各国の措置が取り扱われた事例としては、米国がメキシコに対して2000年に協議要請を行った事案が挙げられる。メキシコが国際通信について採用していた統一精算料金制度及び呼の割振りに関する方式が参照文書等に反するか、などの論点が争われた。2004年には、本件に関して設置されたパネルの報告書をDSBが採択し、上



記のメキシコの措置は参照文書が禁止する反競争的行為に該当するとされた。

4. 電子商取引

4.1 電子商取引作業計画

WTOでは、電気通信サービスのみならず、電子商取引に関する議論も行われている。議論の根拠は、1998年のMC2で採択されたグローバルな電子商取引に関する宣言、及びそれを受けて同年にGCで決定された電子商取引作業計画に求められる。電子商取引作業計画では、電子商取引の分野横断的な性格を踏まえ、WTOの五つの会議体において検討を行うよう定められた。GCが中心的な役割を果たしつつ、CTSはGATSの法的枠組みにおける電子商取引の扱いを、CTGは1994年のガットの規定等に関する電子商取引の観点を、TRIPS理事会は電子商取引との関係で生ずる知的財産権の関連事項を、CTDは電子商取引による開発の観点をそれぞれ検討することとされている。

4.2 関税不賦課のモラトリアム

2001年のMC4において、MC5までの間、電子的な伝送手段による取引に関税を課さない慣行を維持することが決定された。関税不賦課のモラトリアムと一般に呼ばれるこの決定は、そのような課税が技術的に困難であったことや、自由な取引環境の確保により電子商取引の発展を促すべきとの観点からなされたものである。本件はその後も継続的に議論されており、特に近年は、MCの都度、次回MCまでこの慣行を維持するための合意がなされている状況にある。今後はMC10に向け、この慣行の扱いを含めた議論が行われていくことになる。

4.3 各国からの提案

電子商取引に関する検討の過程では、各加盟国による議論への様々な貢献がみられた。CTSにおいては、ICT通商原則を紹介する米国及びEUの提案、上記原則に消費者保護、個人情報保護及び迷惑メールに関する論点を追加する豪州提案、中小企業の直面する課題を整理したスイス提案等が近年提出されている。更に、2014年には米国より、国境を越える伝送及びローカライゼーション、プライバシー及び個人情報保護、クラウドコンピューティング等に関連する提案がなされており、今後の議論の促進が期待されている。また、CTD等においては、2011年に、キューバ、エクアドル、ニカラグア及びボリビアより、途上国における貧困対策としての電子商取引に関する提案が提出された。

4.4 セミナー

電子商取引に関しては、数度にわたり、官民の関係者によるセミナーが企画されてきた。直近では、CTSにおける議論の結果、2013年6月に、地球規模での電子商取引による貿易(global e-trade)をテーマとして、商業面、技術面、及び制度面での進歩を共有するセミナーが開催されている。また、CTDに関連して同年4月に実施されたセミナーでは、電子商取引、開発、及び途上国の中小企業の関係について検討された。

5. ITUからの議論への参加

WTOでICTに関する議論が行われる場合には、ITUからの出席を得て、種々の取組の現状や専門家の観点からの意見を共有するケースが見られる。例えば、国際携帯ローミングの議論が行われた際、CTSにおいて、ITUの担当者が当時検討中であった勧告への取組状況を説明する機会が設けられた。また、4.4で述べたCTSのセミナーにおいては新たな規制の傾向について、CTDのセミナーにおいてはブロードバンドの展開と普及について、それぞれITUのパネリストがプレゼンテーションを行い、議論に貢献している。更に、WTOは、一般に向けたパブリックフォーラムを例年秋に開催しているが、その際のワークショップにおいてもITUの専門家がパネリストとして参加している。

6. 議論の合間に…

締め括りとして、WTOの側に広がるレマン湖を御紹介したい。湖岸は公園になっており、心地よい時間が過ごせる。お越しの際には、ITUからわずかな距離にある湖畔でも、ICTに関連の深い議論が行われていることに思いを馳せていただければ嬉しく思う。



写真2. WTO裏の遊歩道より。レマン湖の奥にモンブランを望む

※本稿はあくまで筆者個人の責任で執筆したものであり、日本政府の見解を代表するものではない。